

事 務 連 絡
平成26年6月23日

関係高等学校長 様

埼玉県高等学校体育連盟
会 長 杉 山 剛 士

「体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)」の周知について

本案件については、平成26年5月20日の全国高体連理事会での決定を受け、平成26年5月22日付高体連第169号にて、各校長あてにすでに通知したところですが、本日、改めてその一部を配付させていただきました。

体罰根絶全国共通ルールの内容ですが、監督・コーチ・顧問教諭・外部指導者等が運動部活動指導において体罰を行った場合、県教育委員会又は各学校の指導処置が確定後、高体連主催大会に1年間出場できなくなるとともに、高体連の役職を辞退していただくというものです。また、ルール適用の具体的な手続きですが、体罰事案が発生した場合、埼玉県教育委員会に報告し指導処置が確定した段階で、別紙報告書により、各校長先生から埼玉県高等学校体育連盟事務局までご報告いただくこととなっています。本ルールの施行日は、平成26年7月1日からとなります。

つきましては、本ルール制定の趣旨を御理解の上、「体罰根絶全国共通ルール」の内容について各学校の運動部活動指導者に周知していただき、運動部活動において適切な指導がなされますよう、改めて御配慮お願いいたします。

なお、5月22日の通知では、本日配付した資料のほか、全国高体連が作成した「各加盟校の校長先生方へ」「運動部活動活動者の皆様へ」「『体罰根絶全国共通ルール』に関するQ&A」も配付させていただいております。そのうち、Q&Aについては、全国高体連から追加版が出されており、今後とも随時、埼玉県高等学校体育連盟ホームページに掲載してまいりますので、ご活用くださるようお願いいたします。

問い合わせ先

埼玉県高等学校体育連盟事務局 相坂（理事長）

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-5-1
県民健康センター4階

TEL 048-822-6792

FAX 048-822-0281

E-mail kotairen@green.ocn.ne.jp

<http://saitama-kotairen.com>